

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和 7 年 4 月 21 日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第2回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和7年4月21日（月曜日）

午後2時58分開議

午後4時49分閉会

本日の会議に付した事件

令和7年度主要事業等の説明

出席委員（8人）

委員長 岩本浩治
副委員長 荒川知章
委員 岩下栄一
委員 藤川隆夫
委員 内野幸喜
委員 岩田智子
委員 亀田英雄
委員 立山大二朗

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫
政策審議監 楢本 亮太
医監 木脇 弘二
長寿社会局長 本田 敦美
子ども・
障がい福祉局長 清水 英伸
健康局長 篠田 誠
首席審議員
兼健康福祉政策課長 入田 秀喜
健康危機管理課長 弓掛 邦彦
高齢者支援課長 笠 新
認知症施策・
地域ケア推進課長 永野 千佳
社会福祉課長 富安 智詞
子ども未来課長 緒方 雅一
子ども家庭福祉課長 中村 寿克

首席審議員

兼障がい者支援課長 竹中 良
医療政策課長 神西 良三
国保・高齢者医療課長 黒瀬 琢也
健康づくり推進課長 堤 茂
薬務衛生課長 飯野 彬

病院局

病院事業管理者 平井 宏英
総務経営課長 米田 健人

事務局職員出席者

議事課主事 井島 美幸
政務調査課主幹 小崎 博文

午後2時58分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第2回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、一言委員長としての御挨拶をさせていただきます。

皆様、委員会、大変お疲れさまでございます。委員並びに執行部の皆様には、御多忙中にもかかわらず、御出席いただきありがとうございます。心より感謝を申し上げる次第でございます。

新年度になり、委員も入れ替わっております。また、執行部の異動もあっております。委員会においては、今後も様々な重要な問題を審議していただくわけですが、このような場でじっくり委員会の円滑な運営につなげたいと思いますので、時間の許す限り、ゆっくり御審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、荒川副委員長にお願いをいたします。

○荒川知章副委員長 皆さん、こんにちは。副委員長に御選任いただきました荒川でございます。

1年間、岩本委員長の下で、しっかりと補佐をさせていただき、委員会運営に努めてまいりますので、委員各位、また、執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 それでは、本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上につきましては、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、下山健康福祉部長、平井病院事業管理者に続き、役付職員名簿の順番により、自席からの自己紹介をお願いいたします。

（部長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○岩本浩治委員長 それでは、各課長から説明をいただきたいと思います。

まず、健康福祉部長から総括説明をお願いいたします。

○下山健康福祉部長 では、令和7年度の健康福祉部の主要事業につきまして御説明申し上げます。

昨年12月に、これからの木村県政運営のよりどころとなるくまもと新時代共創基本方針が策定されました。

この新たな基本方針における取組の方向性には、子供、若者がきらきら輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てるこどもまんなか熊本の実現や健康長寿社会の実現など、健康福祉部にとって重要なテーマも掲げられております。

令和7年度は、この基本方針を踏まえ、子供、若者が幸せに暮らし、成長するための施策や県民の命、健康、安全、安心を守るための施策などに全力で取り組んでまいります。

それでは、令和7年度の主な施策を御説明いたします。

まず、こどもまんなか熊本の実現についてです。

妊娠・出産に対する支援として、不妊治療に対する助成や産後ケア等の実施により、妊娠・出産の希望がかなう社会づくりを目指します。

また、保育士の確保に向けた取組や地域の学習教室、地域の縁がわなど、地域全体で子供の育ちを応援する、いわゆる居場所づくりを推進いたします。

さらに、昨年度策定したこどもまんなか熊本・実現計画に掲げる重要事項等に沿って、全庁を挙げて子供施策を推進してまいります。

次に、健康長寿社会の実現についてです。

人生100年時代に向けた医療、福祉、介護サービスの提供体制確保の取組として、介護サービス事業所におけるロボットやICTといった介護テクノロジーの導入など、勤務環境改善に向けた支援や人材確保対策に取り組んでまいります。

また、地域共生社会の実現に向けた取組として、ICTを活用した障害者の意思疎通支援の強化等により、ICTの利用機会の拡大やその活用スキルの向上を支援し、自立支援と社会参加を促進します。また、工賃向上に向けた支援や農福連携による支援にも引き続き取り組んでまいります。

このほか、オープンから1年を迎えたアニマルフレンズ熊本における動物愛護の取組も、より一層強化してまいります。

資料の1ページに掲げておりますが、これらにより、特別会計を含む健康福祉部の令和7年度の当初予算の総額は、3,516億2,000万円余となっております。なお、一般会計に限ると、令和6年度の当初予算額と比較して12億1,000万円余の増となっております。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細

につきましては関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和7年度主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

まず、項目欄の1つ目、災害救助対策の推進でございます。

右側説明欄1は、令和2年7月豪雨の被災者に対する応急仮設住宅の供与等を行うものでございます。

その下からは、平時からの備えとして、市町村に対する要支援者個別避難計画の作成支援や県社協が行います災害ボランティアセンター関係の研修等への助成、また、新規の印がついております事業は、2月議会で予算計上させていただいた事業で、避難所の生活環境改善に必要な段ボールベッド等の資機材を、国の経済対策交付金を活用して整備するものでございます。

項目欄の2つ目、「すまい」の再建支援及び被災者支援の推進については、右側説明欄にありますとおり、住まいを再建される方が住宅融資を利用される場合の利子助成や人吉市、球磨村などの地域支え合いセンターに対する支援を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

項目欄の3つ目、地域福祉の推進については、右側説明欄1にあります地域福祉支援計画に基づいて進める取組で、2以下がその具体的な内容となっております。

地域の縁がわづくりに取り組むNPO法人や社会福祉法人等の活動を支援するもの、地域の人づくりは、地域住民を対象にした研修会、あるいは学校、企業等への講師派遣などを通じまして、地域福祉を担う人材の育成を

図るもの、そのほか、地域住民の様々なニーズに対応する市町村の体制整備に対する助成、民生委員、児童委員活動に対する支援、ハートフルパスの普及など、やさしいまちづくりを通じまして、高齢者や障害者等の社会参加の促進を図るものとなっております。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

4ページをお願いいたします。

主要事業及び新規事業のうち、主なものについて御説明させていただきます。

まず、項目欄の感染症対策の推進のうち、2の肝炎対策事業です。

これは、B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝炎患者の治療及び肝炎が重症化し、肝がん、重度肝硬変になられた方の入院治療に要する医療費の助成や肝炎ウイルス検査等に要する経費でございます。

次に、4の新型インフルエンザ対策費です。

これは、新型インフルエンザ等の発生に備えた薬や个人防护具の備蓄、協議会の開催等に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

項目欄の食品の安全確保対策の推進のうち、3のと畜検査整備事業、食鳥肉処理安全対策事業及び対米等輸出食肉検査事業です。

これは、屠畜場等で処理される食肉の検査と関連施設の衛生指導、対米等輸出認定施設の監視指導や輸出認定維持等に要する経費でございます。

項目欄の公衆衛生獣医師確保対策の推進の1の公衆衛生獣医師確保育成事業です。

これは、公衆衛生獣医師の確保育成のため、一定期間県職員として働くことを要件とした獣医系大学在学中の学生に対する修学資金の助成や獣医師職員の研究支援等に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

項目欄の動物の愛護管理の推進の1の動物愛護管理事業及び動物愛護推進事業です。

これは、保健所における犬の捕獲、抑留や動物愛護センターにおける動物愛護の啓発、教育、保護した犬、猫の譲渡促進、熊本市東区にございます動物愛護センターの別館の改修等に要する経費でございます。

健康危機管理課の説明は以上でございます。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

7ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

項目欄の1つ目、元気高齢者に対する取組みのうち、1、老人クラブ活動の推進につきましては、高齢者の生きがい、健康づくり等を推進するため、(1)は熊本県老人クラブ連合会に対して、(2)は市町村の単位老人クラブ等に対して、運営や活動に要する経費などの助成を行うものです。

次に、項目欄の2つ目、要介護高齢者等に対する取組み(介護人材の確保)のうち、1、福祉人材緊急確保事業は、県の社会福祉協議会に委託して実施しております福祉人材センターが行うマッチング支援事業などに要する経費です。

1つ飛ばしまして、3の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(経済対策分)は、介護福祉士の資格取得を目指し、養成施設に在学する学生等への修学資金の貸与事業を実施する県社協に対して貸付原資を助成するものになります。

次のページをお願いいたします。

8ページでございます。

4の介護現場の勤務環境改善支援事業は、介護現場の業務改善や効率化など勤務環境改善の取組を支援するため、ワンストップ相談窓口の設置等を行うものです。

5の介護現場の勤務環境改善支援事業(経済対策分)は、国の経済対策を活用して、介護施設等が行います介護ロボットやICTなどの介護テクノロジーを導入する経費について助成を行うものです。

1つ飛ばしまして、7の外国人介護人材受入環境整備事業は、外国人介護職員を受け入れる介護サービス事業所等が実施する日本語学習のための集合研修等に要する経費や、外国人介護職員を雇用する施設等を運営する法人が、そのために借り上げる住居の家賃等に対する助成となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

項目欄、要介護高齢者等に対する取組み(介護基盤整備)のうち、1の介護基盤緊急整備等事業は、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者が入居するグループホーム等の整備に対して助成を行うものです。

1つ飛ばしまして、3の施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設までの間の職員の雇い上げ、研修、周知、広報など、準備経費に対する助成となっております。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課です。

説明資料10ページをお願いいたします。

主要な事業を御説明いたします。

まず、左の項目欄、認知症施策の推進についてです。

1、認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センター等の認知症に係る医療体制の充実や、かかりつけ医等による認知症の早期発見と相談体制の強化を行うものです。

2の若年性認知症対策事業は、65歳未満の若年性認知症の人の社会参画の推進のため、事業所向け研修や若年性認知症支援コーディネ

ネーターによる相談対応等を行い、3の認知症疾患医療機能強化事業は、認知症専門医や専門スタッフの養成に取り組むものです。

続きまして、11ページをお願いいたします。

項目欄、地域包括ケアの推進についてです。

1、訪問看護推進事業は、訪問看護師を採用し、育成に取り組む小規模な訪問看護ステーションへの運営経費の助成や、県看護協会が行う訪問看護に関する相談対応等に要する経費につきまして助成するものです。

3、在宅医療サポートセンター事業は、在宅医療の推進を図るためのサポートセンターの運営経費について助成するものです。

4、地域包括ケアシステム構築加速化事業は、地域包括ケアシステムの構築、実現を図る市町村の取組を伴走型で支援するほか、介護予防の取組を支援するためのリハビリテーション専門職の派遣体制を整備するものです。

5、在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会が行う訪問歯科診療の調整や相談対応等に要する経費につきまして助成するものです。

次に、12ページをお願いいたします。

項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進についてです。

2の介護給付費県負担金交付事業から4の第1号保険料県負担金交付事業までは、いずれも介護保険法に基づく法定の負担金、交付金に関するものです。

5の第9期介護保険事業計画支援事業は、今年度3か年計画の2か年目を迎える第9期市町村計画の推進及び介護保険業務の効率化に向けた研修等を行うとともに、市町村の分析力強化のため、アドバイザー派遣等を行うものです。

認知症施策・地域ケア推進課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の13ページお願いします。

主なものを説明いたします。

まず、項目欄の生活困窮者等に対する取組みについてですが、説明欄の1、生活保護の適正実施については、県の各福祉事務所や社会福祉課におきまして生活保護を適正に推進するための経費でございます。

その下の2の扶助費については、生活保護受給者に対する生活扶助や住宅扶助などの経費でございます。

その下の3、生活困窮者に対する自立支援については、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティーネットとして、生活困窮者からの相談に対する自立支援プランの作成とその支援プランに基づく就労支援や家計改善の支援、さらには子供の学習生活支援等を行うものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

(4)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行います認知症高齢者等への自立支援事業に要する経費について助成するものでございます。

(6)ひきこもり支援推進事業は、ひきこもり地域支援センターにおきまして、ひきこもりの御本人や家族等への相談支援、支援者の養成、情報発信に総合的に取り組むものでございます。

次に、項目欄の戦没者等の援護についてですが、説明欄1の特別給付金等支給事務費は、さきの大戦で亡くなった軍人軍属の御遺族に対する特別弔慰金の支給審査を行うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

4の慰霊事業は、毎年8月15日の戦没者追悼式の開催等に要する経費について助成するものでございます。また、戦後80年という節目となる年ですので、関連企画展の開催を予

定しております。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料16ページをお願いいたします。

項目欄、こどもまんなか熊本・実現計画の推進。

説明欄のうち、子ども・子育て支援事業支援計画推進事業は、昨年度作成したこどもまんなか熊本・実現計画について、引き続き、関係者から御意見を伺いながら、具体的にどう進めるかを検討するための費用でございます。

項目欄の2つ目、教育・保育サービスの充実の1、子どものための教育・保育給付費は、保育園や認定こども園などの保育施設の運営に対する財政措置として支給される給付費の市町村への負担金です。

2、市町村保育施設運営費補助は、市町村が行う延長保育や病児・病後児保育等の経費について助成をするものです。

1つ飛びまして、4、保育士等確保対策費は、喫緊の課題である保育士確保について、保育士の再就職支援や保育士を補助する保育補助者を雇い上げるためにかかる費用、保育士養成校が、新たに入学者につながる取組として、中高生等に対して保育体験等を行うことについて助成をするものです。

次のページ、6、私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害者を受け入れている私立幼稚園に対して、その経費について助成するものです。

項目欄、結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目ない支援の説明欄1、少子化対策総合交付金事業は、市町村が行う結婚支援の事業や早産対策等について助成するもので、不妊治療について、これまで一般不妊治療に対して助成をしていましたが、令和4年度から一般不妊治療が保険適用となった

ため、今年度から、生殖補助医療の先進医療へ助成に移行していくものです。

次のページ、18ページをお願いいたします。

7、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業は、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦へ、分娩する際の交通費と宿泊費を助成するものです。また、妊婦健診についても、遠方の妊婦健診施設で健診を受ける際の交通費について助成するものです。

8、先天性代謝異常等検査は、新生児の先天性代謝異常等の検査で、国が定める20疾患に加えて、対象外となっている3疾患について、県独自で検査する費用について助成するものです。

9、産後ケア事業については、市町村が行う産婦の心身の不調や産後鬱等を防ぐなど、母子への心身のケアや育児サポート等にかかる経費について助成するものです。

10、子ども医療費助成事業については、通院については就学前まで、入院については中学3年生まで、医療費を助成する市町村に対して助成を行うものです。

次のページ、11、小児慢性特定疾病対策事業は、小児慢性特定疾病にかかっている児童の医療費の自己負担分について助成するとともに、その児童や家族に対して相談支援等を行うものです。

12、多子世帯子育て支援事業は、市町村が行う第3子以降の保育料を半額または無料にするための経費について助成するものです。

14、児童健全育成事業(運営費)及び15、放課後児童クラブ施設整備事業は、14番が放課後児童クラブの運営にかかる経費、15番が放課後児童クラブの施設整備にかかる経費について、市町村へ助成するものです。

子ども未来課は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉

課です。

資料は20ページをお願いいたします。

まず、項目欄の児童虐待防止と社会的養育の推進の項目でございます。

12の項目を上げております。このうち、1番と2番、21ページに参りまして、9番、10番、12番は、主に児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応のための事業でございます。この中で、12番、児童相談体制の充実・強化事業は新規事業でございまして、デジタル技術を導入すること等によりまして、業務の効率化を図るものでございます。

20ページの3番から6番、21ページに行きまして、7番、8番、11番は、児童の里親委託や児童養護施設等への措置に要する経費の負担や児童養護施設等における人材確保の支援を行うものです。

22ページをお願いいたします。

項目欄、ひとり親家庭等福祉の推進といたしまして、2項目上げております。このうち1番は、独り親家庭等に対する児童扶養手当の支給、2番は、独り親家庭等の経済的自立を支援する就業相談や資格取得等の支援を行うものです。

次に、項目欄、困難を抱える女性等支援の推進でございます。

配偶者等からの暴力等様々な事情により困難を抱える女性等を支援するため、SNSを使った相談支援や困難に陥らないための未然防止教育等を行うものです。昨年4月から困難女性支援法が施行されたことを踏まえまして、既存のDV対策等の事業を統合いたしまして、新規事業としております。

続きまして、項目欄、こどもの居場所づくり推進でございます。

こども食堂や地域の学習教室など、子供が気軽に集える安全、安心な居場所づくりを支援しまして、子供の健全育成、地域全体で子供を育てていく環境づくりを行うものです。

最後に、項目欄、厳しい環境におかれてい

るこども達への支援でございます。

ヤングケアラーの相談窓口を設置するなどいたしまして、ヤングケアラーの早期発見、支援を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

23ページを御覧ください。

主なものを御説明させていただきます。

まず、項目欄の地域生活支援の充実の説明欄、1番が障害者、2番は障害児のそれぞれの入所施設や通所サービスに関わる費用を計上しているものです。

3番、発達障がい者支援センター事業についてであります。これは、北部と南部にある相談や研修を行うセンターの運営を行うものであります。

続いて、4番、医療的ケア児等暮らし安心サポート事業であります。これは、医療的ケア児支援センターにコーディネーターを配置しまして、人材養成や災害対策等を行うものであります。令和7年度は、新しく非常用電源確保の支援を行います。

続いて、5番は、障がい者福祉施設整備費であります。

続いて、24ページを御覧ください。

こちらの項目欄の保健医療体制の充実の説明欄1、更生医療費であります。

18歳以上の身体障害者の障害を軽減する手術など、更生に必要な医療の給付に係る負担金でありまして、代表的なもので、ペースメーカーや人工透析がございまして。

続いて、2番、精神通院医療費と、3番は、重度心身障がい者医療費助成事業でありまして、こちらは、市町村が行う重度心身障害児者の医療費助成事業に要する経費について助成するものであります。

4番は、精神保健医療費ということで、自傷、他害などの精神障害者の措置入院等に関

する業務であります。

5番は、精神科救急医療体制整備事業でありまして、緊急な医療を必要とする精神障害者が夜間とか休日における診療を受けられるような体制の整備であります。

6番の発達障がい者支援医療体制整備事業でありますが、熊本大学医学部のほうで診断待機解消などに向けた取組を行っていただいているものであります。

続いて、25ページであります。

この7番の依存症対策推進事業ですが、アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症患者やその家族が治療と支援を受けられるよう、相談拠点である県の精保センターの支援体制を整備するものであります。

続いて、8番の自殺予防等対策推進事業でありますが、自殺予防のための相談支援や普及啓発、人材養成を行うということで、令和7年度から新たに、教職員、あと、その主任児童員向けの研修も実施するなどして、子供自殺対策の強化を図ります。

続いて、項目欄の社会参加の推進の1番、市町村地域生活支援事業であります。

これは、市町村が、法に基づきまして、相談支援だとか社会参加支援に要する経費について助成するものです。

2番のくまもと障がい者社会参加DX推進事業であります。障害者からのICTに関する相談への対応などを行う拠点とし、障がい者ICTサポートセンターを設置するものであります。

3番の工賃向上・農福連携による自立応援事業であります。障害者御自身が稼ぐのを支援するものでありまして、令和7年度から新たに、この民間企業への「お試し発注」と記載していますが、これは、就労継続支援事業所に初めて発注する民間企業に対しまして費用の一部を補助するものであります。

続いて、26ページを御覧ください。

これの4番であります。障がい者スポー

ツ大会ですとか障がい者芸術展の開催など、障害者のスポーツ、芸術、文化などを促進する取組であります。

5番の療育手帳出張判定事業であります。今までは来所していただくことが基本だったところを各地域に出向いて判定業務を行うことをするものであります。

続いて、項目欄、差別の解消及び権利擁護の推進であります。

これは、障害のある人への理解を深め、権利を擁護するための周知啓発、相談対応、虐待通報対応を行うものであります。

障がい者支援課は以上であります。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

27ページをお願いします。

主な事業を御説明します。

まず、項目欄、医師確保総合対策についてですが、説明欄1、寄附講座開設事業は、熊本大学病院に寄附講座を設置し、総合診療医の育成や地域の医療機関への医師派遣等を行うものです。

1つ飛びまして、3番、地域医療連携ネットワーク構築支援事業は、県内16か所の地域医療拠点病院に医師を派遣し、地域内の医療機関間のさらなる連携強化等に要する経費です。

28ページをお願いします。

説明欄の6、産科医・新生児科医等確保事業は、医療機関が産科医や助産師に支給する分娩手当に要する経費や、熊本大学病院において産婦人科専門医の育成や地域の医療機関への診療支援等を行うための寄附講座を設ける経費及び県外から産科医等を誘致する経費です。

また、荒尾地域において、地域の中核病院と産科診療所が連携して分娩に取り組む周産期オープンシステムの運用に要する経費です。

次に、項目欄、看護職員確保対策についてですが、説明欄の1、看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップを支援するため、特定行為看護師等の養成に要する経費や、熊本大学病院と地域医療拠点病院間の看護職員の相互派遣研修を実施する看護職キャリア支援センターへの助成です。

また、熊本県看護協会にナースセンターを設置し、未就業者の就労相談や再就業に向けた研修等を実施しています。

29ページをお願いします。

項目欄、災害・救急医療対策についてですが、1つ飛んで2番、ヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと県防災消防ヘリ「ひばり」が役割を分担し、相互に補完する熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するため、主に現場救急を担う熊本赤十字病院のドクターヘリの運航に要する経費、それから、防災消防ヘリで、主に病院間搬送を担う熊本医療センターの病床確保に要する経費に助成する事業です。

次に、項目欄、小児・周産期医療対策についてですが、説明欄の1、小児医療対策事業は、小児救命救急センター等の拠点病院の運営に要する経費の助成や、夜間、休日に子供が発熱等した場合の電話相談シャープ8000により、看護師等が必要な措置を助言するものです。

30ページをお願いします。

説明欄2、周産期医療対策事業は、総合または地域の周産期母子医療センターを担う病院への運営費や、かかりつけである地域の産科診療所と周産期母子医療センターである熊本大学病院が妊婦の情報を共有できるよう、情報連携体制の強化に要する経費への助成です。

続いて、医療提供体制の充実についてですが、飛びまして、3番、病床機能再編支援事業は、将来の医療需要等を踏まえ、急性期や慢性期といった過剰な医療機能の病床を1割

以上減少した場合、病床稼働率に応じた額を支給する全額国庫の事業です。

31ページをお願いします。

説明欄の4、地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、医療機関等における患者の情報の共有を進め、質の高い医療、介護サービスの提供を図ることを目的に、県医師会によるくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費への助成となります。

医療政策課は以上です。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

32ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

項目欄、国民健康保険指導費等の2つ目、国民健康保険保険基盤安定等負担金は、市町村が行う低所得世帯への保険料の軽減等に要する経費について、県負担金を交付するものです。

項目欄、国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法の規定に基づきまして、保険給付のうち、県負担分を特別会計へ繰り出すものでございます。

この2つは、一般会計で行う国民健康保険事業でございます。

次に、項目欄の国民健康保険の事業運営についてです。

平成30年度から県に特別会計を設けて事業運営を行っております。

説明欄1の国民健康保険保険給付費等交付金は、市町村が医療機関等に支払う保険給付など、国民健康保険事業の実施に係る費用を市町村へ交付するものです。

2の社会保険診療報酬支払基金納付金は、後期高齢者支援金や介護給付金を支払基金へ納付するものでございます。

33ページをお願いいたします。

項目欄、後期高齢者医療対策として計上しているものは、後期高齢者医療制度に関する

県の法定負担金でございます。

(1)は医療給付について、(2)は高額医療費の軽減について、(3)は低所得者等の保険料軽減について後期高齢者医療広域連合に対して県の負担金を交付するものです。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

主な事業について御説明させていただきます。

まず、項目欄、健康づくりの推進のうち、説明欄1、健康増進計画推進事業は、くまもと21ヘルスプランに基づく健康づくり県民会議等による県民の健康づくりの推進や熊本県循環器病対策推進計画の進捗管理を行うものです。

今年度は、健康長寿社会の実現に向けまして、企業や団体、県民も参加できる県民フォーラムの開催など、県民への発信力の強化や健康づくりに係る団体、企業との連携を促進してまいります。

説明欄2、健康長寿推進事業、通称くまもとスマートライフ推進事業は、県民の健康づくりの意識醸成や企業、団体などの健康経営に関する普及啓発などを行うものです。

説明欄3、糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、糖尿病の発症や重症化の予防を推進するため、熊本大学病院にコーディネーターを配置して、糖尿病医療スタッフの養成や保健医療連携体制の整備に要する経費への助成です。

説明欄5、県民の健康を支える食育推進事業は、食習慣が形成される子供の頃から薄味に慣れるアプローチや、健康的な食生活を実践するための支援や食環境整備、災害時の食支援体制強化を推進するものです。

35ページをお願いいたします。

続いて、項目欄、歯科保健医療の推進のう

ち、説明欄1、歯科保健推進事業は、熊本県歯科保健医療計画に基づき、子供の虫歯予防対策のためのフッ化物洗口の実施や市町村への技術的な指導、助言、人材育成等を行う熊本県口腔保健支援センターの運営など、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するものです。

今年度は、歯科医師の配置、歯科衛生士の増員など体制を強化し、取組をさらに進めてまいります。

次に、項目欄、がん対策の推進のうち、説明欄の1、がん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院等が行う医師研修や相談支援機能強化などに要する経費を助成するものです。

37ページをお願いいたします。

説明欄の8、人生100年時代を見据えたがん患者支援事業は、罹患された方の4人に1人が働く世代であることを踏まえ、治療を継続しながら就労、学業等との両立ができるよう、医療用ウィッグなどのアピアランスケア用品の購入や若年がん患者の在宅療養等に要する経費について助成を行うものです。

次に、項目欄、栄養指導対策の推進のうち、説明欄の2、健康増進法施行事務費は、健康増進法に基づき、特定給食施設指導及び国民健康栄養調査などを行うものです。

次に、項目欄、原子爆弾被爆者対策の推進のうち、説明欄の2、原爆被爆者特別措置費は、原爆被害者の方に対し健康管理手当などの支給を行うものです。

38ページをお願いいたします。

次に、項目欄、難病対策等の推進のうち、説明欄の1、指定難病医療費は、難病患者の負担軽減のため、医療費の一部を公費負担するものです。

最後に、項目欄、ハンセン病問題対策の推進です。

説明欄のうち、ハンセン病事業費は、県民にハンセン病問題についての正しい理解を促すための普及啓発事業やハンセン病問題相談

支援センターの運営等を行うものです。

健康づくり推進課の説明は以上です。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

39ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、項目欄の1つ目、生活衛生関係営業施設等の振興及び衛生水準の維持向上についてでございます。

説明欄3、生活衛生営業振興対策事業は、熊本県生活衛生営業指導センターが実施する各種相談や各生活衛生同業組合の専門的知識、技術等の修得等に要する経費について助成するものでございます。

次に、項目欄2つ目、温泉の保護と適正利用の推進についてです。

説明欄1、温泉保護対策等事業は、温泉法に基づき、温泉の掘削など許可手続に基づく調査や立入調査指導を実施するとともに、県内の主要な温泉地に水位計を設置し、水位や温度等の調査を実施するものでございます。

ページ、進んでいただきまして、40ページ目をお願いします。

項目欄の1つ目、臓器移植・骨髄移植の推進についてでございます。

説明欄1、移植医療推進普及啓発事業は、熊本県臓器移植コーディネーター等を設置し、臓器移植に関する知識の普及啓発や意思表示の記入の促進等を図るものでございます。

次に、項目欄、2つ目、医薬品等の安全確保の推進についてでございます。

説明欄の1、薬事許認可事業は、薬機法に基づき、医薬品等の製造業や販売業など許認可等事務を適正に行うことで、医薬品等の取扱いの適正化を図るものでございます。

ページ進んでいただきます。

41ページをお願いします。

項目欄の2つ目、薬物乱用防止対策の推進

についてでございます。

説明欄の1、薬物乱用防止事業は、青少年に薬物乱用が広がらないよう、県警、教育委員会などと連携し、小中学校、高等学校で薬物乱用防止教室の開催や各種キャンペーンを実施するとともに、子供、若者への相談支援体制を強化することで、薬物乱用を許さないくまもとづくりを進めるものでございます。

最後に、項目の3つ目、後発医薬品の普及啓発の推進についてでございます。

説明欄の1、後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業は、県民や医療機関が安心して使用できるよう、市場流通品の品質確認検査や協議会の開催等により後発医薬品の信頼性確保に係る事業を進めるものでございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 続きまして、病院局の説明に移りたいと思います。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続きまして、担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、平井病院事業管理者、お願いいたします。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。

県立こころの医療センターの主な取組等につきまして御説明を申し上げます。

主要事業説明資料の42ページからになります。

令和7年度当初予算の概要でございます。

病院事業におきましては、公営企業会計を採用しており、大きく収益的収支と資本的収支に分かれております。

表下の注のところに記載しておりますけれども、収益的収支とは、企業の経営活動、すなわち病院の診療等に伴って発生する収益と費用、資本的収支とは、建物、施設の建設や

企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入というふうになっております。

表の左側、収益的収支では、収益合計は16億6,400万円余でございます。病院事業の費用は、合計16億6,300万円余を計上しております。収支差し引いた損益は100万円余の黒字を見込んでおります。

次に、表の右側、資本的収支では、収入が3億9,100万円余でございます。支出は5億3,800万円余を見込んでおまして、収支の差引きで1億4,600万円余の赤字となっておりますけれども、これには損益勘定留保資金等を充当することとしております。

次に、43ページをお願いいたします。

2ということで、第4次中期経営計画の推進としております。

Iでございますが、計画の概要でございます。

当センターの基本理念を実現するための中期的経営指針として、計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とする第4次中期経営計画を策定しております。

本計画では、2に記載の4つの基本方針を掲げております。すなわち県立の精神科医療機関としての役割、機能の発揮、医療の質の向上と安全、安心の確保、精神科医療を支える人材の育成、安定した経営基盤の確立となっております。

以上の4つの基本方針に基づき、病院運営を行ってまいります。

なお、当面の目標としまして、3に記載しておりますけれども、令和8年度までの3年間、6、7、8の3年間で、コロナ前の令和元年度の経営水準に戻すという目標としております。

予算及び各取組の詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から

説明をお願いいたします。

○米田総務経営課長 総務経営課でございます。

資料の43ページをお願いいたします。

項目1の病院の概要についてですが、開設の時期につきましては、昭和50年に富合病院として開院し、改築後の平成9年からは、こころの医療センターとして運営しております。

病床数は、稼働病床150床、そのうち10床は結核病床となっております。

診療科目、設置根拠等は記載のとおりでございます。

44ページをお願いいたします。

説明欄1の県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮では、(1)セーフティーネット機能の維持、充実に図りますとともに、(2)政策的・先導的精神科医療への対応として、児童・思春期医療への取組や、今年度から産後鬱外来を実施するなど、新たな課題にも取り組んでまいります。

(3)地域生活支援機能の充実・強化として、訪問看護やデイケアにも取り組んでまいります。

(4)の新興感染症の感染拡大時等に備え、平時からの取組として、昨年度、県と締結しました感染症法に係る医療措置協定に基づき、施設を含む体制整備を図ってまいります。

2つ目の医療の質の向上と安全・安心の確保では、(1)医療の質の向上として、必要な医療従事者を確保してまいります。

(2)医療の安全・安心確保として、医療安全管理体制の充実に図ってまいります。

45ページをお願いします。

3の精神科医療を支える人材の育成では、(1)県内精神科医療を支える人材の教育・研修の推進として、看護実習生の受入れなど、当センターのスタッフによる教育、研修に取

り組みます。

(2)の地域への貢献として、D P A Tの派遣を含む災害医療への対応など、地域に貢献できる病院となるよう取り組んでまいります。

4の安定した経営基盤の確立では、(2)安定した経営基盤の維持・向上として、医業収益の確保を図るとともに、経費の削減に努めてまいります。

(4)の施設・設備の適正管理及びデジタル化への対応として、長寿命化保全計画に基づく施設改修等を行うとともに、D Xの推進により、医療の質の向上及び業務の効率化を図ってまいります。

46ページをお願いいたします。

3の令和7年度の予算につきましては、内訳を御説明いたします。

表の黒丸の収益的収支では、その2行下の病院事業の収益の内訳として、医業収益7億円余、医業外収益9億6,400万円余でございます。

病院事業費用の内訳としましては、医業費用16億4,800万円余、医業外費用が1,400万円余でございます。

次に、黒丸の資本的収支では、その下の2行目の資本的収入の内訳として、企業債1億7,200万円、繰入れ基準に基づきます一般会計負担金が2億1,900万円余でございます。

資本的支出の内訳としましては、建設改良費1億7,900万円余、企業債償還金3億5,400万円余となっております。

病院局総務経営課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いしたいと思います。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はありませんでしょうか。

○岩田智子委員 17ページ、子ども未来課、お願いいたします。

今言葉ではなかったんですが、4番のプレコンセプションケアについて、私、これは、出産とか妊娠とかを子供たちがしっかり受け止めて健康管理ができるようにということで、とても期待をしている政策なんですけれども、卵子の量の目安を測る検査というのが、当初、これは予算通って今、これが300万円の予算だったと思いますけれども、その残存する卵子の量の目安を測る検査のモデル事業というものの詳しい内容を教えていただきたいと思って……。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

プレコンセプションケアの普及啓発推進事業ということで、今委員が言われた検査につきましては、予算としては250万の予算を計上しております。大体200人から220人分ぐらいの検査費用になるのではないかと考えておりますが、1つは、思春期保健教育として講演などをこれまではやってまして、女性の健康ですとか、若いときからそういった自分の体の状態をよく知って健康状態を保っていくようなこととかをやってまいりましたけれども、こどもまんなか熊本・実現計画を策定する過程で晩婚化しているような状況もありまして、晩婚化している中で不妊治療に入ってもなかなか成果が出ないといったことですか、あとは、若い世代ができるだけ早めに自分の体の状態を知って結婚を考えたりですか、子供を持つことを考えるみたいなライフデザインにつながらないかなということで、試験的に実施するというふうに考えていま

す。

今委員が言われたところでいいますと、AMHの検査を実施して、数字の値が出てきて、例えば、1.5から3とかいうような数字が出てくると、大体標準的ですとか、それ以上より高い数字が出てくると、一般的な人よりも状態としてはいいですよとか、低くなると、当然その状態があまりよくないですよというふうな目安の数字が出てくるといいうことになります。

そういったことを自分で知ること、まず、今後どういった取組をするかという自分で選択して決定をできるようなことにしていきたいなということで実施をするんですけども、やり方を間違えると、ちょっとハレーションを起こすようなこともあるかもしれないということで、今年度につきましては、県職員の中で、取りあえずそういった希望を募ってみて、そういった思春期保健教育あたりもしながら、こういったことのためにやるんですと言ったときに意識の変化が生まれるのかとか、そういったことを実際やってみて、実装できるような状態になるのかどうかというのを、若い世代から30歳ぐらいまでの方々にちょっと御意見をいただきたいなということで、そういった事業を実施してみたいということで試験的に実施するということにしております。

○岩田智子委員 200人から220人というのは、何かそのぐらいの検査をすると、知見、何かよくデータがきちんと分かるというようなそういう数なんでしょうか。

○緒方子ども未来課長 その数だけで実際それだけの知見が集まるかということではなくて、大体1万円ぐらいの検査費用がかかるとしますので、人数的にはそれぐらいになるんですけども、そういった検査をしてみ、どちらかといいますと、もともと意識は

あまりなかった方々が、そういった意識を持ってふだんから行動を考えるような機会になるかとか、そういった形に意識が変化するかとか、そういったところを少し考えてみたいということなので事業を組んでみたというところになります。

○岩田智子委員 言われたように、ちょっと一歩間違えると、やっぱりちょっと大変なことになることなんじゃないかなと思う理由は、やっぱり今でも何かその卵子、さっき言われましたAMH検査は、病院で何かできる、自分でやりたい人はやれるということで、そういう方に助成というような形だったら何かすんなり私も思うんですけども、何か県職員の希望者の中でやるということですが、その結果というのは、やっぱり県の緒方課長さんとかが持つとるわけですよ。例えば、この人が、この卵子の数がこうだったという個人情報になりますけれども……。

○緒方子ども未来課長 検査自体は血液検査で実施をしますので、データ自体は本人にお返しをする形になると思います。その個人のデータを見た上で、そのデータを見たときにどう考えられるかというようなことになると思いますので、思春期保健教育で体の状態ですとか、こういったことを踏まえて、実施する前と実施した後に、こういった結果の見方ですというようなことをお伝えして、そこに変化があるのかどうかというのを見てみたいということになります。

○岩田智子委員 じゃあ、その検査を受けて、自分がそのデータをもらって、受ける前と後でその意識の変化とか、これからどうするかとか自分で考えられたら、それをデータとしてもらうってことですね。

何か女性がやっぱり産む性なので、卵子の数とかがあるんですけども、男性も、やつ

ぱり妊娠となると、女性ばかりじゃ駄目なので、なぜ女性の卵子検査ばかりなのかな。男性にも何かそういう意識調査みたいなのを考えなくてもいいのかなというのはどうでしょう。

○緒方子ども未来課長 確かに男性の不妊というのも当然ございますので、そういったことも検討していく必要があると思うんですけども、このAMHの検査自体は今血液検査でできるということなんですけれども、男性不妊については、まだそういった手法が確立しておりませんので、なかなか不妊の検査をするというのが少しハードルが高いというところがあると思いますので、今後そういった手法が確立されてくればそういったことも検討していこうということで、まずはそういった女性のほうから考えていくというようなところになります。

○岩田智子委員 じゃあ、この検査をして、いろんな意識がどういう意識なんだろうというのをもらって、それからまた施策を考えるというような感じで持ってこられたということでもいいでしょうか。

○緒方子ども未来課長 昨年度、こども未来創造会議ですとか、県庁の職員でつくっていますこどもまんなか応援団といった若い職員の方々と話をするような中で、自分の状態がどういう状態なのかがなかなかよく分からなかったということと、そういったことを知る機会がなかった、そういった話を聞く機会がなかったというお話がありました。

そういったことが早めに分かると、いろいろ考える機会ができるんじゃないかというお話もあったもんですから、そういったことを考えてみるかということで考えた次第です。

○岩田智子委員 分かりました。

各県でいろいろ取り組まれているのかは分かりませんが、さっき言ったプレコンセプションの普及啓発というか、そういうことを知ってもらうために、何かいろんな県、例えば秋田県とかも御存じだと思うんですけども、秋田県の資料とか見ると、何か年取った顔の卵子がイラストで出てきて、若い精子が何か熟女キラーと出して出てきたり、何かそういうのですぐ炎上して、秋田県もそれをやめたんですけども、何か本当に一歩間違っていると、そうやって、卵子は若くなくちゃいけないとか、そういうふうな方向になっちゃいけないし、若いうちに産めよ、増やせよじゃないけれども、何かそっちを強制するようになっていかぬし、本当に慎重にこの件に関しては、これは予算取れてますので、進めていきたいと思っています。

どういう感じで、その職員のほうから、自分のことを知ることで何か将来の設計ができやすいとかできるとか、そういう言葉が出ていたので、それに対してやっぱりやっていくのは、一種いいのかなと思いますけれども、いろいろと教えていただきたいなと思います、今後も。私もとても興味を持っていますし、ちょっと本当に間違わないように、ずれないようにということをお願いいたします。

○緒方子ども未来課長 委員のおっしゃるとおり、やはり丁寧にやる必要があるなというふうに思っております。もともとAMH検査は、不妊治療の段階で、今こういった状態にあるのかというのを確認するような形で実施されているものでもありますので、若い世代に対して実施したときに、そういった数字が本当に出てくるかというのはいろいろ考え方があるところでもありますので、そういったところも含めて、医療関係の先生方にもお話をお伺いしながら、どういう形で進めるかを検討していきたいというふうに思っております。

○岩本浩治委員長 岩田委員、よろしゅうございますか。

○岩田智子委員 はい。

○岩下栄一委員 認知症問題ですけれども、10ページ、認知症サポーターというやつですね。

私も認知症サポーターになっているけれども何も知らぬ。ただ、1回講演聞いたらサポーターの資格をもらったというだけだ。胸のリボンみたいなやつを頂いて、俺、サポーターぞって言っているけれども、本人自身が認知症に近づいているもんですから問題なんですけれども、実質的に認知症の人がどんどん増えている中で、実質的に認知症の患者をどうサポートするかというのが非常に大きな課題になってくると思います。

そこで、この認知症は、サポーターアクティブチームの支援事業となるけれども、これは内容的にはどんなことですか。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課です。

御質問ありがとうございます。

認知症サポーターの方でつくる認知症アクティブチームですけれども、各地域でこのサポーターの方を中心としまして、例えば、認知症カフェであるとか、地域の子供たちも交えて認知症の方の見守り活動であるとか、買物支援であるとか、そういった活動を行う団体となっております。

○岩下栄一委員 それは分かりますけれども、認知症サポーターになったけれども、その後何の連絡もないということじゃいかぬから、このアクティブ事業をもっともっと活発にしていかなきゃならぬと思うんです。

それで、認知症の患者を持つ家族の支援と

というのが一つの課題になるんじゃないかなと。もううちのじいちゃんが認知症になってから困ったというところをどうやってサポートしていくかという問題があると思います。その点はどうですかね。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課です。

認知症の家族の方の支援ということでございますが、現在行っているのは、主に認知症の人と家族の会における電話や面談での相談支援を行っております。これを町なか、熊本市内のホテル日航の近くに事務所を置いて実施しておりまして、水曜日以外の毎日、朝9時から夕方5時まで相談の窓口を開いて、御本人と家族の相談に応じております。

また、若年性認知症の方におかれましては、コーディネーターもそこに配置しておりまして、病院への随行でありますとか、本人同士が集まって集いを行うような場の設定なども行っているところです。

以上です。

○岩下栄一委員 分かりました。

○岩本浩治委員長 岩下委員、よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 いずれみんな認知症になるかもしれないんですけれども、家族の会つてのは知っています。私も、社会福祉協議会の地元の役員をしているから、認知症の方々の家族との懇談会とかいろいろやっていますので、よく分かっていますけれども、今後増えていくということを前提にすると、認知症サポーターアクティブチームの人たちを増やしていかなきゃいかぬというのが一つ課題だと思うんですよね。その点をぜひ今後、アクティブチームか何かをやっぱり増やしていくということを行政の一つの目標にしていいただき

たいというふうに考えます。

以上です。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課です。

ありがとうございます。

アクティブチームについては、市町村等とも一緒にしながら、各地域で、どこの地域にお住まいでもこういうアクティブチームがサポートに入れるようなそういった支援を行っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○岩下栄一委員 よろしく。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 まず、ちょっと要望というか、2ページ、健康福祉政策課のところで、新規で、これは繰越しとなっています。経済対策分ですね。

これは、段ボールベッドの整備とかということだったので、多分年度内はできると思います。

例えば、経済対策分で、高齢者支援課とか障がい者支援課とかで施設整備とかの分があると思います。やっぱり今、繰越しの分で採択されて、もう次の繰越しってないわけですね。ただ、今非常に工期が、期間内になかなか終えられないというケースが出てくるんじゃないかというふうに思っています。

例えば、実際採択された後に設計と、それから入札というのを経てやり出すわけですね。だから、実際そういう相談も受けました、去年とかも。だから、これからそういったことも十分に事業者さんとは話し合っていく中で、本当にできるんですかとか、もしこれができないんだったら、じゃあ次年度もう一回どうですかとか、例えば、そういったこ

とをしっかりとやっていただきたいなと。

結局、繰越しの繰越しがもう難しいということで、最終期限までにできなかったとき、じゃあ果たしてどうなるのかとか、そういった分も出てきますので、経済対策分で予算が確保されるということは非常にやっぱりありがたいことなんですね、県としても。ありがたいことではあるんですけども、一方では、そういった問題も出てくるので、そこはしっかりと調整をしながらやっていただきたいなというふうに思います。

これは要望——もし何かあるんだったら…。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

御要望、御意見ありがとうございます。

本県のほうの今回御対応させていただくこの避難所の生活環境改善につきましては、幸いなことに、避難所のそういった段ボールベッドですとかパーティションだとかという物資のほうは、かなり全国的にも、引き合いもある代わりに、供給側の体制もかなり充実しているようなところがございまして、割と頻繁に本県のほうにも営業に来られております。

ただ、同じように市町村のほうにそういった働きかけがあっているのかというのは我々のほうでも今のところ把握しておりませんで、今回、この経済対策分では18の市町村でも手を挙げていただいて無事採択のほうはされておりますので、ぜひその市町村へのフォローアップのほうも同時に進めてまいりたいというふうに考えております。

御意見ありがとうございます。

○内野幸喜委員 あと、さっきちょっと言いましたけれども、施設整備の分とかも、その点もしっかりお願いしたいというふうに思っています。

それから、幾つかあるんですけども、いいですか。

まずは、健康危機管理課、公衆衛生獣医師確保育成事業ということで、例えば、先日、地元の酪農関係の方との意見交換をさせていただいたときに、大動物獣医師というのそもそも少ないと、地域に二人しかいらっしゃらないということで、お二人とももうある程度の年齢にいつてらっしゃるんですね。そうしたとき、今後、地域の酪農関係の方とか畜産関係の方とか、そういったことを心配していらっしゃいました。ですから、これは、県に限ったことではなくて、恐らくこういう獣医師の確保というのは非常に喫緊の課題だろうというふうに思っています。

まず、今年度の新入職員の中で獣医師の方、何名入庁されて、今現在、もともとの定数というか——定数があるかどうか別として、目標人員にどれぐらい不足しているのかというのをちょっと教えていただければなと思います。

○弓掛健康危機管理課長 獣医師確保に関する御質問ありがとうございます。

まず、今年度の入庁者数ですけども、2名入っております。もともと採用予定者が16名いる中で、残念ながら2名しか採用できなかったという状況でございます。

さらに申しますと、この2名が、もともと獣医師職員というのは、農林水産部と健康福祉部に両方おりますけれども、2名とも農林水産部のほうに配属されておりますという状況でございます。

○内野幸喜委員 そういう中で、今14名が不足というか、しているってことですね。だから、こうした確保育成事業というのをやっていらっしゃると思うんですが、今現在、この事業で入庁した方というのはどれぐらいいらっしゃるのか。また、今現在、これを利用し

ている学生さんがどれぐらいいらっしゃるかというのを教えていただければなと思うんですけども。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、この制度自体が平成28年度から始まっております、制度が1型と2型というふうに分かれているんですが、合わせて39人に給付しております。

ちなみに、1型というのが、いわゆる大動物、農林水産部に入る職員、もしくは農業共済等の大動物を診る獣医師さんに対する修学資金になっております。

一方で、2型のほうが、こちらの公衆衛生獣医師、いわゆる健康福祉部に配属される獣医師と農林水産部に配属される獣医師になりますので、簡単に言いますと、県に入る獣医師というふうになります。

このうち、実際に就職したのが、まず、1型が28人給付しておりますけれども、このうち16人が実際に就職しております。

さらに申しますと、農業共済等の県庁以外に入られている方が10人、農林水産部に入られた方が6人おられます。

さらに、現在、在学者が9人おまして、さらに、その他として3人おられます。16と9と3を足しまして28というふうになりますけれども、このその他というのが、残念ながら獣医師試験に不合格になった方とか、何らかの事情がある方になります。

2型については、総給付者数が11人で、就職者数が6人というふうになっております。健康福祉部と農林水産部にそれぞれ3人ずつ配属されておまして、在学中の方が5人というふうになります。

以上でございます。

○内野幸喜委員 やっぱりこうした事業をしつかりと活用しながら、そういう獣医師さん

の確保に努めていただきたいと思います。

ただ、獣医学部があるのが全国11だったですよ。11か10ぐらいだったと思うんですが、少ないので、本当、これは各都道府県との競争ってことになると思うんですが、やっぱり熊本の場合は、例えば、農林水産部の話はちょっと置いて、健康危機管理課であれば、アニマルフレンズ熊本とかもつくりましたし、いろんな取組も今始めていますので、そういったことも積極的に広報しながら、優秀な獣医師資格を持った人の確保に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

これも要望で。

引き続きよろしいですか。

15ページ、社会福祉課なんですけど、今年が戦後80年、昭和でいえば100年ということですけれども、この戦後80年の節目を迎えて関連企画展を開催するというのがありましたけれども、この関連企画展というのは、具体的にどういったものなのか、また、どこでやるのか等について、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○富安社会福祉課長 まだちょっと、ちょうど今、そういう詰めをしております、中身としましては、私どもの課では学芸員とかおりませんので、一方で、今県内の各地でいろんな民間団体さんが、戦後80年ということ、もしくはそういったのに向けて、いろんな企画展だとか展示会とか、去年ぐらいから結構いろいろ実施しております、そういった取組を支援、もしくは紹介するという形の企画展を考えております。

時期的には、8月上旬ぐらいにできればなと思っています。場所については、ちょっとまだ公表できませんので……。

以上でございます。

○内野幸喜委員 これは県がやるというこ

と、それとも市町村がやることの応援という形になるんですか、今ちょっと話出ましたけれども。

○富安社会福祉課長 実施主体は県でございます、市町村というのは、いわゆる民間団体の取組を支援するということで、連休明けぐらいに民間団体に声かけ、説明会をしようと考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 もう一点だけいいですか。これで終わりにしますので、すみません。

国保・高齢者医療課のところに、これは一般的な話というか、今、外国人の方とかも、3か月以上日本に滞在している人は国保に加入しなければならないというふうになっています。

3か月以上ということは、これはもう観光では駄目なんですね、就労ビザだったりとか留学だったりとかするんですけども、明らかに、例えば、1年、2年、3年とか継続して仕事があるということでこの国保に加入するという人は、それはもうしょうがないと思うんですが、今全国的に問題になっているのが、この医療を受けることを目的に、ある意味、3か月間滞在して、ビザを取って、国保に加入して、日本の医療を受けると。医療の手術等を受けた後に帰られるというケースが、結構全国的には出ているんですよ。それも高額な医療だったりとか、そういったケース、熊本で何かあっているのかどうかというのをちょっと教えていただければ。もし把握していれば。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 御質問ありがとうございます。

現在、そういう問題が発生しているという、話題になっているということは把握しておりますが、熊本県の状況、すみません、十

分把握しておりませんので、そこはしっかり勉強していきたいなと思っております。

○内野幸喜委員 全国的にそういうケースが出てきているということで、これはニュースなんかにも出ていましたけれども、今のところは、県内から、そういった各自治体からそういう相談はないということだと思うんですが、これは、はっきり言って、なかなか国保に加入することを駄目だというわけにはいかないんですよ。これが非常に難しいところで、ただ、本来であれば、もしそういった医療を受けるために国保に入ることであれば、それなりに、本来は、ちゃんと負担していただくというのが本来の姿だと思うんですよ。

3か月以上滞在している人が国保に加入するというのは、これは別に、そういう目的ではなくて、例えば、仕事であったりとか、留学であったりということを前提とした形で本来入っていただくというのが筋なんですよ。

今後、そういったケースについては、まあ、状況等、指導はできないかもしれないですけども、しっかりとアンテナ張って、今後そういったことが起こっているかどうかというのを確認していただければなというふうに思います。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 ありがとうございます。

しっかりそこは勉強してやっていきたいと思えます。ありがとうございました。

○亀田英雄委員 27ページ、まとめて質問します。3点質問いたします。

27ページの寄附講座開設事業、言葉がちょっと分からないものですから、どのような内容の講座なのかと。金額も4,000万円ということで、その中身が、もし分かれば教えてい

ただきたいと。

あと、29ページの2番、ヘリ救急医療搬送体制推進事業、これについて、先般長崎のほうで不幸な事故があったばかりであったかというふうに思います。

ドクターヘリと熊本医療センターがされるというふうに読み取れるんですけども、この予算の中身、予算の根拠、多分去年の実績かなというふうに思うんですけども、その辺の予算の内訳とか出し方とかという点について、ちょっと教えてください。

もう一点、30ページ、周産期医療対策事業、県北の話はここに書いてあるんですけども、県南でも何かいろいろ、がちがちであつとつとですよ。そちらのほうの予算はないのかなと、予算はどうなっているのかなという単純な質問です。

以上3点です。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、寄附講座開設事業を御説明します。

これは、熊本大学——県内の医師の数でいきますと、5,191人おりますけれども、課題として、やはり熊本市に偏在していると。地域の医療機関になかなか人が集まらないというところがございます。ですので、地域偏在というのを解消するという目的で、地域医療を支える医師の養成、それから確保すると。そして、地域の医療体制を強化することと、熊本大学にこういった地域医療・総合診療実践学の寄附講座というのを設置しました。

ここは、予算的には4,000万円ございますけれども、これは、この地域医療を教える大学の先生の予算ということになっております。先生が2名いらっしゃいまして、あと、事務費関係もございますので、そういったところの予算を確保しております。

大学のほうに地域枠ということで、熊本大

学のトータルの定員は109名おりますけれども、そのうちの8名分を地域枠ということで確保させていただきまして、その先生方には、2番で医師修学資金というのを書いておりますけれども、こちらのほうを6年間、総額でいくと900万円ぐらいでございますけれども、対応させていただきまして、大学を卒業されたら、その後の9年間は、県のほうが関与しまして地域の医療機関に派遣させていただくというような仕組みをつくっております。

寄附講座の分は、そういった形で地域医療の医師を確保するというので、こういった講座をつくらせていただいております。

それから、2点目のヘリの予算のほうでよろしかったですかね。こちら、本県の場合は、ドクターヘリの部分を熊本赤十字病院が基地病院という形でお願いをしています。

これは、国庫補助事業で国の2分の1の予算ございまして、今、予算額3億6,000万円ぐらいでございますけれども、もうほぼ3億5,600万円ぐらいは、このヘリの運航の経費ということになっておりまして、国2分の1、県2分の1という形で、予算のほうを確保させていただいております。

年間の出動件数でございますが、ドクターヘリが569件、「ひばり」のほうで101件の合計670件ぐらい県内で出動させていただいております。

○亀田英雄委員 「ひばり」は幾つだったのですかね。

○神西医療政策課長 「ひばり」が101件。

「ひばり」は、消防保安課のほうで、県の防災ヘリですので、そういった形になります。合計670件となっております。

最後に、周産期の医療体制の対策事業ということで、30ページに書いております。

こちらは、県のほうが、こういったリスク

の高い妊娠ですとか、高度な新生児医療が必要な場合等に、県内にこの2か所、総合周産期母子医療センターと、一番リスクが高いような方に対応するような医療センターとして熊大と熊本市民病院、それから、若干、比較的高度なそういった周産期医療を提供する地域周産期母子医療センターとして、福田病院と熊本赤十字病院という形で、今こういった体制をつくらせております。

その下に、地域のそれぞれの産科ですが、周産期中核病院ということで、八代が熊本労災病院のほうで地域の中核病院としてされておりましたけれども、分娩のほうを休止されるということがございましたので、その地域中核病院の役割を熊本労災病院と熊本総合病院で、分娩は熊本総合病院で、小児科の救急ですとかそういうところは熊本労災病院で担うような形で、2つの病院でこの地域の中核病院を担っていただけるような形で、県のほうもそちらの協議のほうに入りまして、熊大病院と一緒に協議のほうをさせていただいております。

そういった形で、この予算については、先ほどの4つの病院に対する予算でございますが、直接的な予算のほうは、こちらのほうはございませんけれども、そういったほうの支援のほうは県のほうはさせていただいております。

医療政策課は以上でございます。

○亀田英雄委員 分かりました。

医療の確保とか医師の確保は、もう地域にとっても命題ですけん、そしてまた、今から高齢化しますけんが、なかなかその辺の医療の確保にというのは大変な課題ですので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○岩本浩治委員長 県南のほうはいいですか。

○亀田英雄委員 また言います。個人的にちょっと……。

○岩本浩治委員長 分かりました。
ほかに何かありませんでしょうか。

○岩下栄一委員 もう一つ、糖尿病の問題ですけれども、糖尿病及び糖尿病予備軍というのがもうどんどん増えて、今熊本県内にはどのくらいの糖尿病患者さんがいるんですかね。

○堤健康づくり推進課長 御質問ありがとうございます。

糖尿病患者の数ということでよろしかったでしょうか。

こちら、手元に糖尿病患者の数が把握できておりませんので、また、後ほど御報告という形でよろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 はい。

全国的には3,000万とかいろいろ説があって、それで、問題は、健康増進法という法律がありますけれども、健康増進法の中で糖尿病対策が取られたのは、食品のカロリーですね。食品にカロリーがどの程度含まれるかということを随分強く国は方針を出して、例えば、市販の食品にはカロリー表示がされてますね。みんな食べるときに見て、ああ、これはカロリー高かね、やめていっちょこうかね思うのは、多少糖尿病予防につながっていくということで、例えば、県の食堂あるいは議会のサロンとか、みんなカロリーを表示されているかどうかよく知りませんが、そうした措置は県内で捉えているのかどうか。

民間のいろんな食品には書いてありますもんね、よく見ると、カロリー何々って。そういうのが社会で徹底していけば、糖尿病はやっぱ減っていくのかなという気がするんで

すけれども、そういう点、どうですかね。

○堤健康づくり推進課長 ただいまのカロリーの件ですけれども、御指摘のとおり、食品表示法に基づきまして、栄養成分の表示としまして、熱量については義務づけをされております。

消費者向けの加工食品及び添加物の容器包装に、例えば、可食部であるとか、1食分等の食品単位当たりの栄養成分の量、熱量の表示を行うように義務づけがなされております。ただ、小規模事業所は義務づけが免除されております。

○岩下栄一委員 そうですか。それで、県庁の食堂あたりはどうですか。

○堤健康づくり推進課長 県庁の食堂がその表示義務を受けているかどうかは確認をさせていただきますと思います。

○岩本浩治委員長 岩下委員、後でよろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 はい、分かりました。

○岩本浩治委員長 そのほか、ありませんでしょうか。

○立山大二朗委員 簡潔に3点だけお願いいたします。

まず、22ページ、子ども家庭福祉課のヤングケアラー支援体制強化事業で、実際に市町村の教育委員会などにお尋ねしましても、プライバシー保護の観点であったり、なかなか子供がヤングケアラーであるという自分自身の認識が足りてなかったりするということで、把握が非常に困難であるということも聞いております。

今回、相談窓口の設置ですとか早期発見と

ということで事業を提案していただいておりますけれども、こういった形でそのヤングケアラーを探していくのか、そしてこういった形で対応をされるかということをまず1点目伺いたいと思います。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

相談窓口を設けておりまして、学校ですとか、いろんなところにもこういった窓口ができていますということで周知を図っております、当然、お子様が相談するということはありません、学校ですとか、身の回りにいる大人の方からの御相談ということでございまして、すみません、ちょっと数字が古いんですけれども、令和5年度でいきますと、163件の御相談をいただいております、うち27件につきましては、見守りですとか福祉のサービスにつなげていく必要があるだろうということをつなげていっているところでございますので、やはり周りの大人が気づきますように相談センターの情報発信、そういったことをしっかり努めていきたいと考えております。

以上です。

○立山大二郎委員 やはりおっしゃるとおりで、子供自身が認識は難しいと思うので、また、相談も周りの大人がというところで、どこにやっぱり相談したらいいか、そして、こういった形でその福祉に接続していくかというところも、しっかりと啓発のところもお願いしていきたいと思うところです。

実際、その家庭の問題だったりして、子供自身の問題というよりもですね、やっぱり親御さん、就労支援であったりとかいろんな形で接続する必要があるかと思っておりますので、連携機関との交渉もよろしくお願ひしたいと思います。

2点目、34ページ、健康づくり推進課の1

番で健康増進計画推進事業というところで、先ほどお話しいただいて、県民フォーラムの開催等を検討しているということでお話を伺いましたが、例えば、私、山鹿市出身ですが、山鹿市においては、健康都市宣言ということで、健康フェスタなどを開催して住民の健康づくりの意識喚起をしているところなんですけれども、実際その県民フォーラムにおいてはこういったことの開催を検討されているのか、また、いろんな各地方での取組の紹介なども行っていただければと思いますが、どのようにお考えか、伺いたいと思います。

○堤健康づくり推進課長 ありがとうございます。

県民フォーラムでございますけれども、昨年度からこれはスタートしている事業なんです、今まで、県民会議を中心に、メンバーの方だけを対象に啓発活動というのをやってきたんですけれども、これを広く企業の方、あるいは団体の方に広げて、昨年度は、熊本市内の中心部において実施をしております、広く県民の方、あるいは企業の方にブースを出してもらったり、あるいはセミナーを行って参加をしていただいたりということをやらせていただいております。

今年度は、時期を見直したり、あるいは関係者へのPRを強化して、啓発活動をさらに強化したいというふうに考えております。

ですので、先生御指摘のとおり、熊本中心部での催しということにはなってしまいます。ただ、いろんな自治体において、例えば、健康祭りとか、いろんなイベントも行われておりますので、そういった取組もできれば御紹介しながら、啓発活動を展開できればというふうに考えております。

以上でございます。

○立山大二郎委員 各市町村で、例えば、野菜の摂取量を測る器械を導入されたりとか、

面白い取組がっておりますし、民間企業のいろんな取組も紹介していただく、また、いろんな各市町村において共有できるような形で接続できればと思いますので、また、そういった御検討も引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、41ページ、薬務衛生課の薬物乱用防止事業のところで、ちょっとお尋ねします。

青少年の薬物乱用防止ってところが非常に大事な観点だと思います。特に、違法に入手するものとはもかくとして、やっぱりオーバードーズなんかは、ちゃんと薬局で買ったものとかをためて、それで発症してしまうとか、そういった乱用につながっていくケースとかもありますけれども、このキャンペーンにおいて、例えば、薬剤師会とか各薬局さんとの連携はどのような形になっているか、伺います。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。御質問ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、薬物乱用というのは、これまで法律で規定された大麻、覚醒剤のほかに、いわゆる薬機法で承認されている市販薬を、ある種不適切に高用量を一気に飲み込んでしまうということを行う、いわゆるオーバードーズというところ、乱用の形態が若者を中心に起こっており、社会問題化しているという状況でございます。

やはりそれは、市販薬がちまたに売られているという状況のものでございますし、通常に販売されているものになりますので、やはり販売者たる薬剤師、あるいはその組織である県薬剤師会というところと連携が非常に重要であるというふうに考えておまして、このような事業においても、そういった薬剤師会あるいはそれを販売する業者の団体というところと協力をした上で実施しているという状況でございます。

○立山大二朗委員 学校現場においての防止への取組、青少年への呼びかけというのはもちろん大事だと思うんですけども、しっかりと、その販売してある薬局さんとかで、こういったことがオーバードーズにつながって、ひいては未来を失ってしまうんだよというところの啓発であったりとか、告知ですね、そこら辺を本当に薬剤師さんであったり、いろんなドラッグストアさんとか増えて、結局、1類買えなくても2類とか3類とかの薬が青少年もすぐいろんなところで手に取りやすい。そして、今までは、町の薬局とかであれば、近所の子とかで顔が分かったところが、そういうのが分からなくなっている。本当にネットでも今買えるようになってきていますので、幅広い形での告知とか啓発というのが本当に必要になってくると思いますので、ぜひそこら辺は、薬剤師会さん等ともしっかりと協議いただいて、推進していただければと思います。

以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 ありがとうございます。子ども家庭福祉課でございます。

先ほど立山委員のほうから、ヤングケアラーの御質問がありましたときに、私が、令和5年度につきまして、163件のうち27件を見守りサービスにつなぐと御説明いたしましたけれども、27件が、若干正確でない可能性がありますので、正確な数字を申し上げたいと思っております。

ちょっと累計の数字になって申し訳ないんですけども、令和4年7月に相談センターを設けまして、令和6年12月までの数字になりますけれども、延べ545件の相談がありまして、41人のヤングケアラーに対しまして、先ほど言いました見守りで福祉サービスにつなぐということをしておりますので、すみません、ちょっと累計の数字になりますが、こ

ちらを御説明させていただきます。

○立山大二郎委員 ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 立山委員、よろしゅうございますか。

○立山大二郎委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 飯野薬務衛生課長に、先ほど立山委員からの要望がありましたので、どうぞよろしく御配慮をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

立山委員の御要望を承りますので、その御意見を踏まえてその事業を進めてまいりたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしくをお願いします。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なしという答えがありましたので、なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、何か委員のほうからありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 その他で、熊大の精神科が、ある意味、教授がいなくなって、医者がいなくなって、外来を止めてという話が出てきております。

熊大の精神科というのは、もともとが認知症疾患センターの基幹病院であり、よそのセンターと連携取りながら本来はやらなきゃいけない。でも、それが現状はできてなかったという経緯があります。

そういう中で、これからこの熊大の精神科

の状態がどうなるかによって、この認知症に関わるものがどうなっていくのかってのが非常に不安な部分があります。

もう一つは、こころの医療センターに医師の派遣をしてもらっておりますので、その中で、やはり医師の派遣ができなくなるだとか、あるいは、様々な形で目詰まりを起こして、時間的にブランクができるとか、外来がですね。そういうふうなことが起こってしまうと、ちょっとこれは困った話になってしまいますので、今の現状がどのようになっているのかだけ、まず1点、お知らせいただければと思います。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

今御質問いただきましたもののうち、認知症疾患医療センターの件につきまして御説明申し上げます。

おっしゃるとおり、令和6年度におきましては、体制が整わないということで、基幹型の認知症疾患医療センターの指定を熊本大学病院は受けられなかったところです。この4月1日から再開ということで、再度指定を受けられて業務をスタートされたところです。

これに当たりましては、これまでの精神科のみならず、脳神経内科や脳神経外科、あと、放射線のほうも御協力になりまして、4科連携の体制で再スタートを切られたところです。既に脳神経内科のほうでは物忘れ外来を始められるなど、診療のほうでもサポートされるような体制を取られて、現状、業務については運営ができているという状況でございます。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○米田総務経営課長 こころの医療センター

でございます。

熊大からのこころの医療センターの派遣ですけれども、週4日の医師が4名と週1日の医師が2名ということで、7年度は、そういった数字になっております。これは、6年度と同じ数字でございます。

先生おっしゃられましたとおり、今後、8年度以降どうなるかということございますので、こころの医療センターとしましても、熊大との連携は強化しつつ、先生から御紹介のありました県内の医療機関であったりとか、あるいは九州の私大、ここら辺りにリクルートをかけていきまして、医師の確保に努めていきたいと思っております。

なお、今年度から、熊大がこれまで実施されておりました医療の実習生、こちら、臨床実習ですけれども、こちらをこころの医療センターで一部実施するというのもやっております。

○藤川隆夫委員 今ので、現状というのは、今よく分かりました。

熊大の中で、脳神経外科が結局中心となって、物忘れ外来という形で認知症疾患をやっていくというような形になっているというふうに思いますけれども、やっぱり脳神経外科の先生よりも、どっちかっていうと、やっぱり精神科の先生が本当は主体になってやっていくべき話だろうと私は思っているので、できれば、その専門の先生をやっぱり引っ張ってきてもらうようなことを熊大のほうに要請していかなきゃいけないんだろうというふうに思っております。

そういうことをやっていかないと、やっぱりこころの医療センターにしても、心配を抱えたままになっていくというふうに思っております。

あわせて、もう一点、ちょっといいですかね。

こころの医療センターの中で、児童・思春

期の話が先ほどちょっとされておりましたけれども、実は、児童・思春期のドクターは極めて数が少ないというのが現状で、これをじゃあきちんとやっぱり運営していくに当たって、児童・思春期の先生が、現状、恐らく今いないと思うんだけど、これを今後どうされるのかを教えてください。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。御心配かけております。

児童・思春期の医師につきましては、今現状でいいますと、西院長がほぼ受けているという状況でございます。

ただ、先ほど言いました週4日勤務の熊大の先生方につきましても、患者の状況見ながら、ある程度引き受けていただくような形で今回しているところでございます。ですから、うちの病院の中でいいますと、実際の経験を積みながら、ある意味で養成を図っているような状況でございます。

一方で、県内で児童・思春期のほうに専門的な研修とかを受けた先生方というのは、実はうちでも何人が育てているんですけれども、ほかの病院に移っているような状況でもございます。

そういった病院と逆に、今度お付き合いをさせてもらいたいなと思っております。多分難しい交渉になるかとは思いますが、週に1日でもいいので貸していただけませんか、私どものほうで児童・思春期のほうの知識を私たちの病院のスタッフにも伝えてくださいと、外来の受診をしながら。そういったものに御同意願えないでしょうかというような営業をかけようと今しているところでございます。

そもそも、先ほどから委員から御指摘になっておりますとおり、熊大の精神科の講座がきちんと活性化されていかないと、私どものほうに回してもらう力というのはなかなか増えてこないと思っております。

ただ、その中でも間を離さないように、ちょっと話はずれますけれども、先ほどちょっと出ました臨床の学生さんを受け入れたり、それから、熊大のほうで産科を持っていられちゃいますけれども、その産科で精神的な症状が出てきた人たちを御紹介いただいて、うちでケアする。先ほどおっしゃいましたように、大学病院のほうの精神科がちょっと今厳しくなっている中で、そういったところで役割分担をしたい。

さらに、蛇足ですけれども、西院長には熊大での外来の時間も一定程度取っていただいて、ギブ・アンド・テイクと申しますか、ある程度関係をつなげながら、来年度以降も、何とか必要な人数を派遣いただくようにつないでいきたいと考えているところでございます。ちょっと両方の話をまたがっちゃってすみません。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今ので話はよく分かりました。

恐らく大変な交渉をしていかないと、うまく進まないだろうというふうに思っておりますので、ある意味、県がある程度関わりを持ちながら、民間の医療機関、あるいは精神科の協会、あるいはその大学と連携を図りながら、やっぱりきちっとしてこのこころの医療センター守っていかなきゃいけない。

やっぱり最終的にはセーフティーネットであるわけなので、この病院がなくなってしまうと困るわけなので。それによってその中の事業がやっぱりうまくいかないといけないというふうに考えておりますので、それは、今言った形でいろんなところへの交渉をされながらやっていってもらえればいいと思いますし、手伝える分は私も手伝いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

あと1点いいですか。

実は、医療機関、歯科もそうなんですけれども、現在、電子カルテであつたりとか、オンラインレセプトであつたりとか、様々な形でデジタル化が進んできています。その中で、多くの医療機関は、それに対応するために、実は一生懸命取り組んでいます。

ただ、実態として診療報酬がなかなか上がってこないという中において、その機器の更新であつたりなんかするときに莫大な金がかかるというのが1点。それは非常に今困っているという課題があります。

それとは別に、今言った形でデジタル化をするに当たって、地方の本当にある程度年齢がいった高齢者のドクターがやっている診療機関、本当に地域に根づいた診療機関が、実はこれにもう手を上げて、もういいや、やめてしまえという話が今いろいろ出てきております。

そういう意味において、県の中で、今言った形で地域の医療、今まで支えてきていたある程度一定の高齢者の医療機関、ちゃんと後継ぎがいれば大丈夫でしょうけれども、そういうようなところが、今回のデジタル化に対して、その診療をやめてしまうというような状況がどの程度生まれてきているのか、医科、歯科や、薬は恐らくないと思うんですけども、医科、歯科に関してどの程度把握されているのか分かれば教えてください。

恐らくこれはなかなか情報が取れてないというふうに私は思っています。私もよく情報を知らないので、今日ここで聞かせてもらっておりますので、できれば、これを持っとかれるほうが、これから先の地域医療、地域包括ケア含めて地域医療に関しての重要なデータになるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

委員御指摘のデジタル化の分につきまして

は、県全体を把握してはございませんが、郡市医師会の会合とか出ますと、高齢の先生方からそういう切実なお話をお聞きしているような状況でございます。

先ほど委員の御指摘ございました、やはり診療報酬というのでしっかり手当てをしていただかないと、なかなかそういうところは進んでいかないというところがございますので、まずは県医師会、あるいは病院団体と連携して、そういうところのアップに向けた要望のほうを県のほうもしっかりとやっていこうと思っております。

あと、地域の……。

○藤川隆夫委員 実態の把握をまずしていただければと思いますので、委員長、すみません、そういう形で。ぜひ、これはなかなか難しいと思いますけれども、郡市医師会と連携を取ると、ある程度は分かると思います。

今回の電子カルテの件に関しましても、実は紙ベースで書かれている診療機関はどの程度あるかを郡市医師会が今調査しているというふうに思っておりますので、それを含めて県としての情報として持っておかれたほうが、これから先にはいいのかなというふうに思いますので、そこは、県医師会並びに郡市医師会と連携取りながら、こういう情報を集めていただければと思いますので、そこはよろしくをお願いします。

もう答弁いいですよ。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。お願いしておきます。

その他ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ないということでございますので、以上で本日の議題を終了いたします。

それでは、これをもちまして第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後4時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長